

地域ので あたたかい絆 広がる笑顔



未来の光が輝らすまち くみやま の実現を

「共動(きょうどう) * 感動 * 躍動の地域づくり補助金」

第6次総合計画のまちの将来像「あたたかい絆 広がる笑顔 未来の光が輝らすまち 久御山」を地域の力によって実現いただくため、新たに実施される交流事業などに対して補助します。

対象事業及び経費等

- 1 補助対象団体 自治会・町内会・住民主体の地域組織
 - ※ 団体の規約及び構成員等名簿一覧の提出が必要です。
 - ※ 新規に活動をはじめるとしては既存の団体で活動に新規性があるもの（Q & A No. 9参照）が対象となります。
 - ※ 概ね3年以上の継続した活動が前提となります。
- 2 補助額・補助率
 - ①自治会・町内会 上限15万円 補助率4／5（子ども会・老人会などの自治会内の組織も含みます。）
 - ②住民主体の地域組織 上限5万円 補助率4／5
 - ※ ①・②とも他自治会等と連携実施の場合 上限5万円加算
 - ※ 町の他の補助金で対象となる内容は対象外となります。

「こんなこと」を解決するための補助制度です



地域のレクリエーションを新たに始めたいわ

防災や防犯など、地域でのつながりをつくる活動を新しく始めたいわ

自治会や町内会のデジタル化も補助します

交流事業の参加者を増やしたいわ！

お年寄りが気楽におしゃべりできるカフェが開けないかしら？



対象事業 ①～③の事業が対象となります。

①

あたたかい絆を生み出す事業

地域での支え合いや安全・安心を生む、防災、防犯活動や見守り活動などを支援します。



- 防災…災害時に命を守るための体制づくりや研修・訓練・啓発などの取組
- 防犯…地域の安全性を高め犯罪を抑制するための体制づくりや研修などの取組
- 見守り活動…高齢者やこどもの日常の安全・安心を支えるための取組
- 助け合い…ゴミ出し支援や軽作業など、地域の小さな福祉活動の取組

具体的な補助対象例

研修会・訓練などの開催費用、役員会などの会場費、タイムライン・避難マニュアル等の作成費、啓発資材の作成費、通信運搬費、ボランティア保険料 など

②

広がる笑顔が見られる事業

地域の祭りやレクリエーション、世代間交流や多文化交流、自治会・町内会への加入促進事業などを支援します。



- 交流事業…地域で開催される祭りやレクリエーション事業、世代間交流や多文化交流などの取組
- 自治会・町内会加入促進事業…自治会等参加へのきっかけづくりや勧誘活動、魅力向上などの取組

具体的な補助対象例

交流事業の実施費用（別紙参照：報償費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・備品購入費・工事請負費（一部対象外あり））、啓発チラシ等の作成費、外国人向け多言語資料の作成費 など

③

未来の光を輝らす事業

地域の担い手の育成や組織活性化・デジタル化のための活動、地域文化の伝承活動などを支援します。



- 地域の担い手育成…子どもや若者などを対象とした中長期で組織を支える人材育成のための取組
- 組織活性化・デジタル化活動…組織の活性化、効率化、魅力化など組織を「変える」取組
- 地域文化の伝承活動…地域文化を維持・継続していくための人作りなどの取組

具体的な補助対象例

研修会や学習機会提供のための費用、外部アドバイザー活用費、システム・アプリなどの導入・運用費、自治会運営マニュアル等の作成費、ボランティア保険料 など

制度の内容など、お気軽にご相談ください（Q & Aは次のページから記載しています）

担当 久御山町役場 企画財政課

TEL 075-631-9992/0774-45-3924 FAX 075-632-1899

E-mail kikaku@town.kumiyama.lg.jp

「共動（きょうどう） * 感動 * 躍動の地域づくり補助金」 Q & A

申請全般について

1	補助対象団体の判断は？	交付申請書類として団体の規約及び構成員等名簿一覧の提出が必要です。また、概ね3年以上の継続した活動を前提としている団体に限ります。
2	住民主体の地域組織とは？	補助金交付を受領することができる団体名義の口座を持つ組織とします。（補助金交付は口座振込が基本となります。）
3	他の補助金で対象となる内容とは？	次に掲げる町の補助金一覧（裏面）が、補助の対象とするものを指します。この場合、原則、他の補助金が優先され、本補助金では対象外となります。また、町等と異なる他団体からの補助金との併用は可能ですが、補助交付申請時の収支予算書に記載いただくようお願いします。 なお、久御山町社会福祉協議会や久御山町消防本部等の上位組織から委託を受け、又は補助金を受けて実施する事業との併用はできません。（例：いきいきサロン等）
4	通年定期的に行うイベントについてはどう申請すればよいですか？	年間を通じて一度の申請とします。年度最終に行われたイベント終了をもって補助金を交付します。 なお、実績報告は必ず補助金の交付決定を受けた年度の3月10日までに行ってください。
5	補助申請時の見積書提出について	単価1万円以上の対象経費については、原則として見積書の提出を求めますが、商品概要や価格などが掲載されているパンフレット類でも代用可能とします。また、それ以下の価格のものについてもどのようなものを購入するのかがわかるもの（商品写真等）の提出を求める場合があります。
6	補助金で購入した物品の管理について	公会堂等の公共の場所に設置し、備品台帳への登録など管理をお願いします。個人所有とすることは認められません。
7	事業の実施がわかる写真とは？	活動内容や開催イベントの様子が分かる写真を提出してください。（例：講師の講演等の写真、イベント参加者を映した写真 等） また、備品、消耗品、景品等を補助金で購入する場合は、全ての購入品の写真の提出をお願いします。（購入品等が写真で確認できない場合は、補助対象外となる場合があります。）
8	ひとつの団体について1回だけの申請になりますか？	他の自治会（他の自治会地域の子ども会等を含む。）と連携して事業を実施する場合は、各自治会での1回とは別に、連携事業として1回、合計2回の申請が可能です。（同一の自治会地域内での連携は対象外です。） 補助交付申請書類に連携先等の名称及び共同又は連携の目的の記載をお願いします。なお、連携先等についても、団体の規約及び構成員等名簿一覧の提出が必要です。
9	活動の新規性はどのような基準で考えればよいですか？	次の①から④のいずれかに該当する場合です。 ①新規団体の事業や活動 ②既存団体であって、新たな事業や活動を開始するもの ③既存事業であって、新たな団体と継続的に事業を実施するもの ④その他、活動に新規性があると判断できるもの
10	補助金の上限年数はありますか？	3年間を上限（ただし、活動の新規性がある場合はこの限りではありません。）

補助対象経費の具体例

1	報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼（交通費程度の謝礼） ※ ボランティア謝礼を支給する際は、必ず支給対象者の①氏名、②住所（KminKの場合は不要）、③事業への参加日時を記載した受領書に、支給対象者の署名又は記名押印をもらってください。受領書は、実績報告時必ず原本を町へ提出してください。
2	需用費	イベントで利用する材料としての食材（交流を目的として実施するイベント時に調理・飲食をするものに限る。有料にて提供する食材は含まれません。）・材料、印刷製本費(チラシ印刷など)、映画鑑賞会用のDVD
3	役務費	イベント保険料、口座振込手数料、資材運搬費、ポスティング経費、ホームページ作成依頼費用、道路使用許可申請手数料
4	委託料	運営の一部を委託（ご相談ください） ※契約書や注文書の提出が必要。
5	使用料及び賃借料	会議室利用料、会場利用料、音響機材レンタル料、衣装レンタル代
6	備品購入費	1件4万円未満のもの（ただし、防災、防犯活動や見守り活動、自治会のデジタル化にかかるものは除く）
7	工事請負費	やぐら設置費用、テントブース照明取り付け
8	対象とならない経費	施設入場料、有料道路代、駐車料、食事代（お弁当代）、金券、慶弔費、地蔵盆においての寺社に関わる経費・秋祭り等での神事に関わる経費、参加者への景品、1件4万円以上の備品、領収書のないもの

町の補助金一覧の具体例（この表に掲載している補助金が優先されます）

自主防災組織活動事業補助（防災・防犯活動事業補助金）
公会堂等耐震化事業費補助金
久御山町防犯カメラ設置事業補助金
公会堂等新增改築補助
公会堂等敷地借地料補助
公会堂等借地借家料補助
コミュニティ助成事業助成金（一般コミュニティ助成事業）
コミュニティ助成事業助成金（コミュニティセンター助成事業）
三郷山財産区自治会補助
久御山町再生資源集団回収事業補助
ごみ収集ボックス購入費補助金
簡易児童遊園施設整備等補助
公園清掃謝礼金
公園花壇助成金
介護予防・健康づくり活動助成金